○関東地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
十五号	東京都港区東新橋二丁目六〇〇番から同区東新橋二丁目一番二まで

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月一日

○北陸地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
八号	富山県下新川郡朝日町横尾七四番から同町横尾字九十田一二八六番一まで

図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
八号	黒部市中新二四四番一から同市中新一六八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年三月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　百六十号	七尾市佐々波町ワ一番一から同市佐々波町ト四八番まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月一日

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
百六十号	七尾市佐々波町ワ一番一から同市佐々波町ト四八番まで

図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠	道路の種類	一般国道	
㈡	路線名	八号	
㈢	道路の区域	区間	変更前
			後別
		敷地の幅員	メートル
		延長	キロメートル
		射水市寺塚原一五九三番から同市寺塚原一五九四番まで	前　三三・八〇～五一・六〇　〇・二一五
			後　三三・八〇～四八・八〇　〇・二一五
㈣	図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所	

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
八号	射水市沖塚原七四五番二から同市坂東一九番一まで

図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年三月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　百十三号	岩船郡関川村大字土沢八五九番一から同郡関川村大字土沢八二九番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月一日